

令和7年度 古川中学校いじめ防止基本方針

青森市立古川中学校

1 はじめに

いじめは、冷やかしかからかいなどのほか、インターネットや携帯電話などの情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事案も増加している。また、いじめをきっかけに不登校になったり、自らの命を絶とうとしたりするなど、深く傷つき、痛ましい出来事も数多く発生し、いじめの問題への対応は学校として大きな課題である。そのため、校長を中心とした一致協力体制を確立することが急務であり、教育委員会との連携を深めながら指導の徹底を図り、いじめの問題への更なる取組を進めることにより、生徒・保護者に対する信頼を回復させなければならない。

また、全教職員が、生徒が発しているサインを見逃すことがないように、「もしかしたら自分の学校や学級でもいじめが起きているかもしれない」という危機感を持って常に観察・情報収集し、教員相互の情報の共有化を図り、いじめ撲滅に向け努力しなければならない。

学校は、あらゆる場面において生徒に感動を与え、生徒が将来への夢と希望にあふれ、意欲・気力・活力に満ちた場でなければならない。そこで、「いじめは、本校でも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうる」という基本認識に立ち、「いじめを許さない環境・いじめをしない環境・生まない環境」を整えていくことを根底に据え、「生徒が互いに認め合い、深め合う」環境づくりを今後も進めていく。

そして、本校の生徒が、何事にも意欲を持って取り組み、充実した楽しく豊かな学校生活を送ることができるよう、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は、重症化する前に適切に且つ速やかに解決するために「学校いじめ防止基本方針」を策定した。

2 「いじめ」とは

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（好意から行った行為が相手側の生徒に心身の苦痛を与えたものも含む。）

いじめ防止のための対策は、いじめはすべての生徒に関係する問題であることに鑑み、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。そのため、本校では、「いじめ」を訴えてきた生徒の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、生徒を守るという立場に立って事実関係を確認し、対応に当たることを基本とする。

3 校内体制について

- (1)いじめへの対応については、校長を中心に一致協力体制を確立する。
- (2)いじめに関する情報は特定の教職員が抱え込むのではなく「組織」で情報共有し組織的に対応する。
- (3)校務分掌に「いじめ防止等対策委員会」を位置付ける。構成は、校長、教頭、教務主任、いじめ防止推進教師（生徒指導主事）、養護教諭とし、必要に応じて、関係機関と連携する。
- (4)「いじめ防止等対策委員会」の役割としては、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、生徒、保護者へのいじめ防止の啓発等に関するものを行う。
- (5)いじめの相談があった場合には、当該学年主任、担任を加え、事実関係の把握、関係生徒・保護者への対応等についていじめ防止等対策委員会で協議してから行う。なお、いじめに関する情報については、生徒の個人情報の取り扱いを考慮しながら、必要に応じて本校の全教職員が共有する。
- (6)いじめの事実が確認できた場合、第一報を青森市教育委員会指導課に報告し、その後の指示を仰ぐ。
- (7)その後、関係教職員はいじめ報告シートを作成し、校長が確認後、青森市教育委員会へ提出する。
- (8)その月の確認されたいじめの事案については、いじめ防止推進教師（生徒指導主事）が取りまとめ、青森市教育委員会指導課にいじめ状況報告書として、月末までに提出・報告する。

- (9)問題を抱え込まないで、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識を持つ。
- (10)学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、いじめ防止等対策委員会に報告を行わないことは、法第23条第1項に違反しうる。

4 いじめの未然防止について

<1>全教職員での取組

- (1)「いじめは決して許されないこと」という認識を生徒が持つようさまざまな活動の中で指導する。
- (2)はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりすることは「いじめ」を肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。「いじめ」を見たら、先生方や友達、保護者に知らせたり、注意をしてやめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも合わせて指導する。
- (3)教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷付けたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。
- (4)生徒一人一人の変化に気付く、鋭敏な感覚を持つように努める。
- (5)生徒や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- (6)「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。
- ・自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
 - ・「いじめ防止に係る研修会」等については、参加した教職員が資料を増し刷りして全教員に配付・校内研修を通じて研修内容を全教職員に伝達し、共通理解を図り、共通認識・共通指導に役立てる。
- (7)いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。
- (8)担任や関係する職員は、全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- (9)担任や関係する教員は、分かる授業を行い、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- (10)担任や関係する職員は、日頃から関係機関と情報交換や連携に取り組む。

<2>関係する教職員の取組

- (1)校長(教頭)は、「いじめ問題」に関する講話を全校集会で行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということと「いじめ」に気付いた時には、すぐに担任をはじめ、周りの大人に知らせることの大切さを生徒に伝える。
- (2)校長(教頭)は、「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校便り、授業参観日、健全育成会議や学校運営連絡協議会等で伝えて、理解と協力をお願いするとともに、ホームページに掲載し広く周知する。
- (3)校長(教頭)は、地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるということから、PTAや地域の会合等で、いじめ問題など健全育成についての話し合いを奨めることを願う。
- (4)いじめ防止推進教師(生徒指導主事)は、いじめに関するアンケート調査を毎月1回実施し、結果から生徒の様子の変化などを教職員全体で共有する。
- (5)いじめ防止推進教師(生徒指導主事)は、「いじめ問題」を必要に応じて校内研修や職員会議で取り上げ、「いじめ」についての本校教職員の共通理解と実践力を深める。
- (6)生徒会担当は、「いじめ問題」に関する生徒会としての取組を行う。
- (7)保健主事は、学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

<3>学級担任の取組

- (1)生徒一人一人が認められ、お互いを大切にしたい、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- (2)日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気学級全体に醸成し、さまざまな活動を通して生徒に示す。

- (3)生徒一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、生徒との信頼関係を深める。
- (4)生徒が自己実現を図れるように、子どもが活躍できる授業を日々行うことに努める。
- (5)生徒の思いやりの心や命の大切さを育む道德教育や学級指導の充実を図る。
- (6)生徒が発する変化のサインに気付いたら、学校に相談することの大切さを保護者に伝える。

5 早期発見

<1>全教職員での取組

- (1)日頃から多くの教員で生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保ち、気付いたことを共有する場を設ける。
- (2)休み時間や昼休みの校内巡視・指導や、放課後の学区巡回等において、生徒が生活する場の異常の有無を確認する。

<2>学級担任や関係する教職員の取組

- (1)校長(教頭)は、生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- (2)校長(教頭)は、学校における教育相談が、生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか定期的に点検する。
- (3)いじめ防止推進教師(生徒指導主事)は、定期的なアンケート調査等を活用し、生徒の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して生徒との信頼関係を深める。
- (4)担任は休み時間や放課後の生徒との雑談や3F ノート等を活用しながら信頼関係を深めていく。そのことによって些細なことでも相談しやすい環境づくりをし、その中で生徒の交友関係や悩みを把握する。
- (5)担任は、個人面談の機会を活用し、教育相談を行う。
- (6)担任は、保健室(スクールカウンセラー等による相談室)の利用や電話相談窓口について周知する。
- (7)担任は、様子に変化が感じられる生徒には、積極的に声がけを行い、生徒に安心感を持たせる。
- (8)担任は、いじめに限らず、困った事や悩んでいる事があれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを生徒に伝えていく。

6 事案解決

<1>全教職員での取組

- (1)いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止める。(暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける)
- (2)いじめの発見・通報を受けた場合には、迅速かつ組織的に対応し、いじめを行った生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。なお、成長支援の観点から、いじめを行った生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めることが必要である。
- (3)いじめを行った生徒が数名いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。その際、得られた情報は確実に記録に残す。
- (4)一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。
- (5)正確な実態把握に基づき、迅速に指導・支援体制を組む。(学級担任等、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担)
 - ①いじめを受けた生徒やいじめを行った生徒への対応
 - ②その保護者への対応
 - ③教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無等
- (6)生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- (7)現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

- (8)いじめを受けた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめを受けた生徒に寄り添える体制をつくる。
- (9)いじめを行った生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- (10)不満やストレス(交友関係や学習、進路、家庭の悩み等)があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書など的確に発散できる力を育む。
- (11)けんかやふざけ合いであっても見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するようにする。

<2> 学級担任(必要に応じて関係する教職員)の取組

- (1)生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。生徒や保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態でないと断言はしないようにする。
- (2)些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つ。
- (3)いじめを受けている生徒や保護者からの訴えを親身になって聞き、生徒の悩みや苦しみを受け止め、生徒を支え、いじめから守る姿勢を持って対応することを伝える。
- (4)いじめの発見・通報を受けた場合は、速やかに関係生徒から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。その際、他の生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。
- (5)電話訪問(加害者、被害者とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応)等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- (6)いじめを受けた生徒やいじめを知らせた生徒の安全を確保すると共に、いじめを受けた生徒に対して徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- (7)事実を確認する聞き取りやアンケート等により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供する。
- (8)いじめを受けている生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。
- (9)いじめを行った生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- (10)必要に応じて、いじめた生徒を別室において指導し(場合によっては出席停止させ)、いじめを受けた生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- (11)いじめを行う生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する。
- (12)学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- (13)いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。
- (14)はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- (15)3か月が経過し、いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。
- (16)指導記録等を確実に保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引継ぎを行う。
- (17)いじめが「解消している」状態は、下記のとおりとなる。
- ①いじめに係る行為が止んでいること
 - ・いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと
 - ・いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

※上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

- (18) 好意から行った行為が意図せず相手側の生徒に心身の苦痛を与えたものについては、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案をいじめ防止等対策委員会と情報共有することは必要となる。

7 重大事態への対応について

いじめの事実を確認した場合の教育委員会への報告、重大事態発生時の対応等については、法に即して、教育委員会に指導・助言を求めて学校として組織的に動く。

8 評価について

学校評価においては、年度毎の取組について、生徒、保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。

付則-1 生徒アンケートとして「生活いじめアンケート」を実施する。このアンケートは、毎月実施する。さらに、必要に応じて適宜アンケートを実施する。

- 2 緊急を要する事案については、すぐ校長に報告し、その後の対応について指示を受ける。また、その後の対応については、詳細に記録し、後の対応に役立てる。

その際、担任(発見者・担当者)は、1人で対応・判断せず、管理職やいじめ防止推進教師や生徒指導主事、学年ブロックの先生方と相談しながら、その事案に取り組む。

- 3 どのような事案でも、すぐ校長(管理職)への「報告・連絡・相談」を欠かすことなく、常に情報共有に努める。
(1～2については「いじめ防止等対策委員会」を招集し組織として当たる)

- 4 このアンケートの後は、「教育相談」を実施し、「相談することがない」生徒も含めて、全校生徒と「個人面談」を行う。その期間と時間は教育計画に定める。

- 5 アンケートの集計は、学級の方は担任が行い「いじめ対応報告シート」にまとめ、調査用紙と集計用紙を併せていじめ防止推進教師(生徒指導主事)に提出する。

- 6 いじめ防止推進教師は、全校の集計を行う。また、個人が特定されないように留意して「保護者用」の開示用集計用紙も作成する。

- 7 集計結果は学校評価に反映させ、アンケート実施後の生徒の安心・安全な学校生活に役立てる。

- 8 集計結果、アンケートの記入された用紙は、原本を保存する。また、対象生徒が卒業しても保存を続ける。

- 9 保存年限については、原則、青森市教育委員会事務局指導課の定めた3年とする。

- 10 道徳では、「いじめ防止」に係る内容を各学年で選択し、実施する。

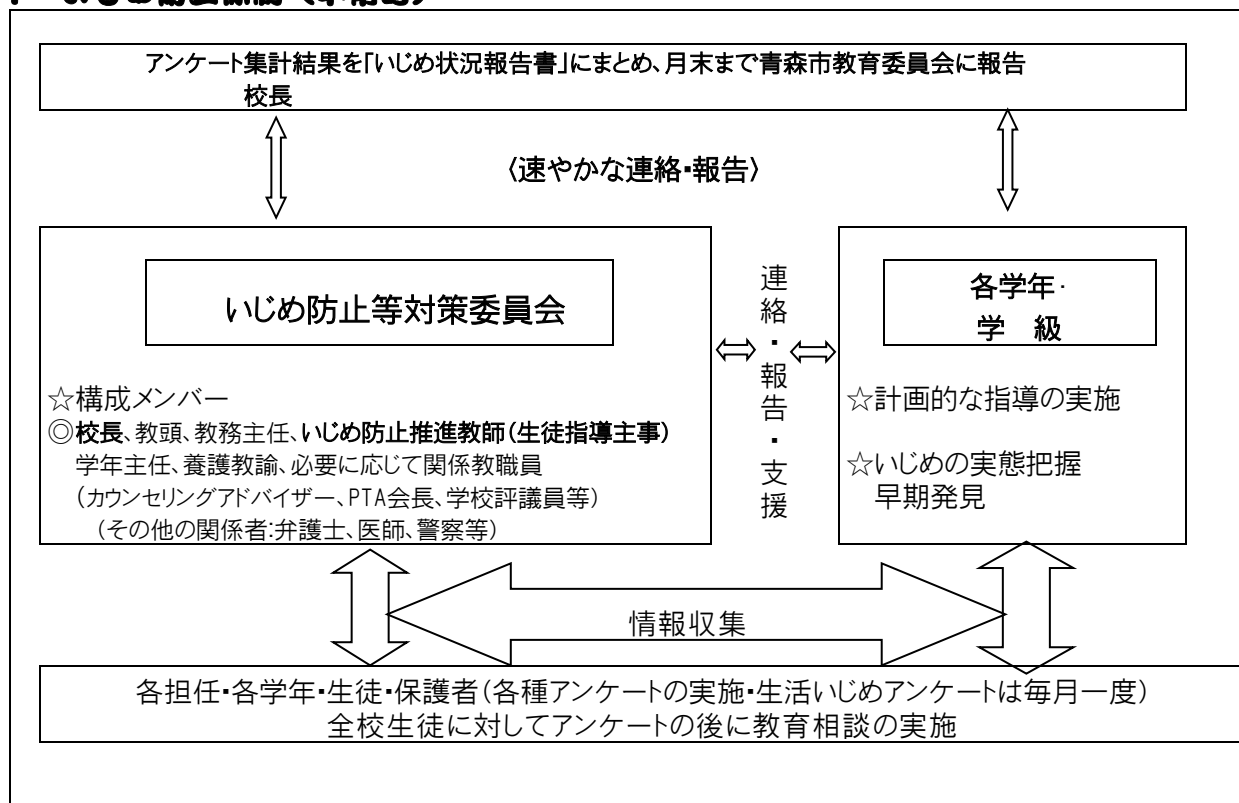
- 11 各町会長や地域の方々が来校する「古中祭等」では、地域における生徒の様子や気になる情報について伺い、継続して連絡を頂くように依頼する。

- 12 「いじめの認知」の教職員の共通化や「いじめ防止等対策委員会」の組織とその役割については、必要に応じて、いじめ防止推進教師(生徒指導主事)から全教職員に伝達し、実効性のあるものとする。

- 13 いじめ防止推進教師は、生徒に係るアンケート、個人面談、悩み相談等を総括し、情報の収集、管理職への報告・連絡・相談、全教職員への情報伝達・共通理解・共通指導に努める。

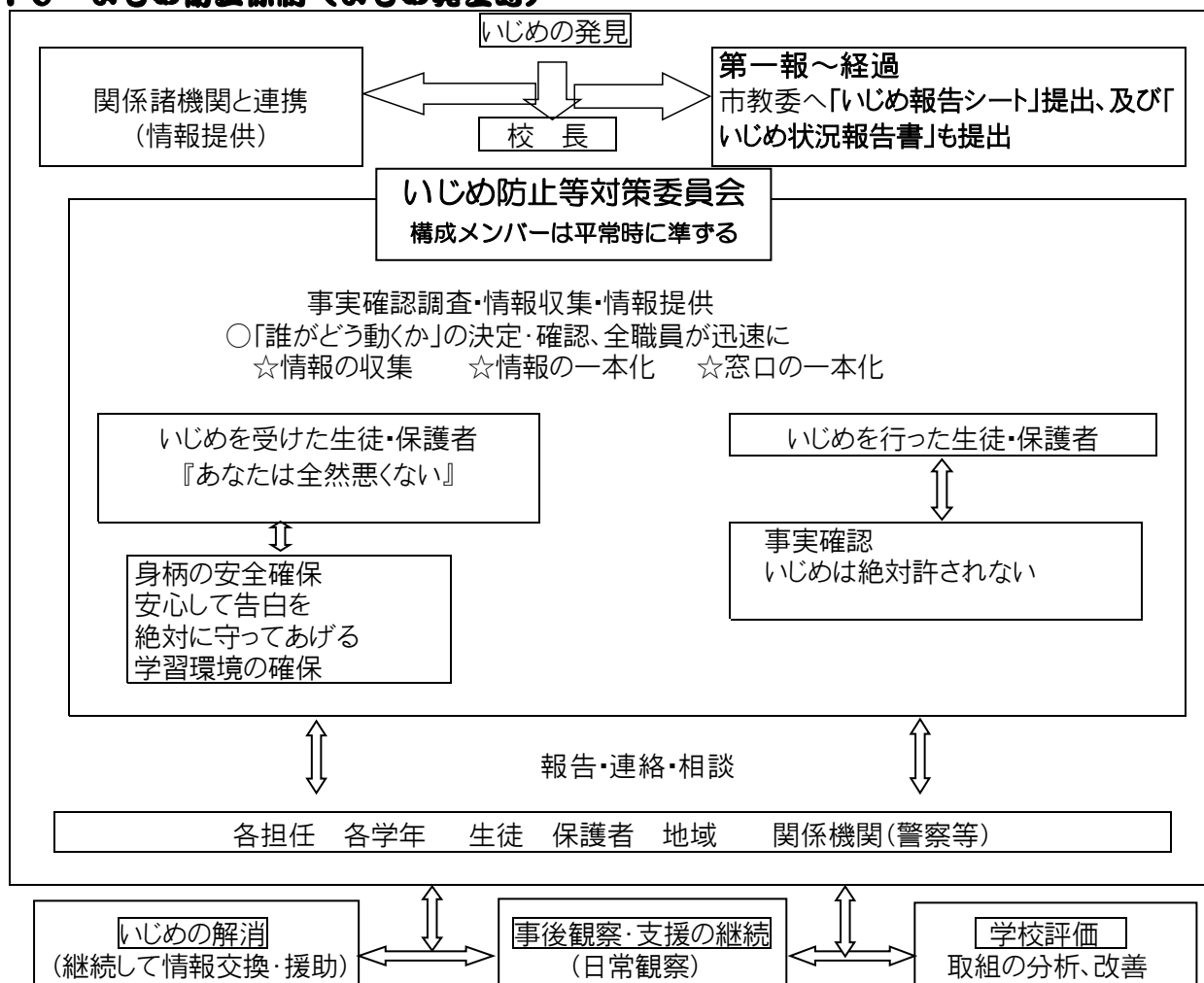
- 14 いじめ防止推進教師は、「いじめに係る情報」があるときは、事実の確認、いじめの有無、いじめとしての認知、保護者への連絡の必要性等について「いじめ防止等対策委員会」を即招集し、情報収集・その後の対応・指導・委員会への報告等について組織として決定する。

9 いじめ防止体制（平常時）

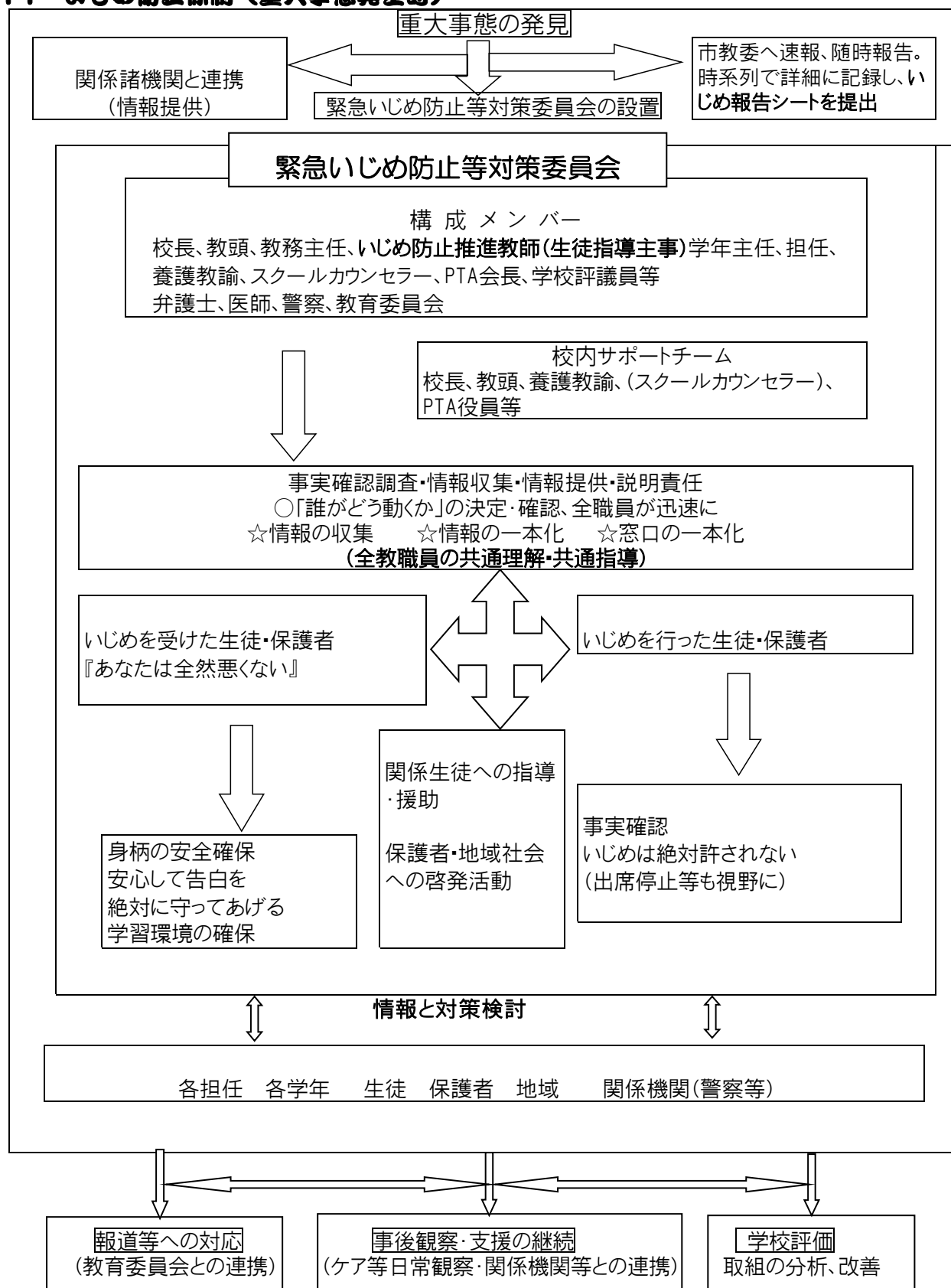


※「いじめ防止等対策委員会」を組織し、いじめ防止対策の年間指導計画を作成する。

10 いじめ防止体制（いじめ発生時）



11 いじめ防止体制（重大事態発生時）



※ 重大事態が発覚した時点で、**緊急いじめ防止等対策委員会**を立ち上げ、組織的に対応する。同時に、校内にサポートチームを立ち上げ、一般生徒等のメンタルヘルス・ケア等を行い、全校生徒の不安を解消させる。